日本頭頸部外科学会頭頸部がん専門医

基幹学会名	特定非営利活動法人 日本頭頸部外科学会
専門医制度名	頭頸部がん専門医制度
関連学会の名称	一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会
(制度に組み込まれている、 関連する学会名を記入してく ださい)	
学会員数	医師 1,639人 医師以外 7人 計1,646人
専門医数	228人 平成24年10月現在
専門医担当委員会	専門医制度委員会
専門医到達目標	本専門医は、頭頸部がんに対する様々な手術手技に精通するとともに、 放射線治療、化学療法等に関する知識と経験を合わせ持ち、あらゆる頭 頸部がんおよびその合併症を適切に処置し、また他の医師よりのコンサ ルテーションに対処できることが求められる。頭頸部がんの予防、診 断、治療を行い、またこれらに関する教育や臨床研究等を通じて国民の 健康増進に寄与することが、専門医の責務であり、到達目標である。
専門医申請資格	1) 日本国の医師免許証を有すること。2) 日本耳鼻咽喉科学会認定耳鼻咽喉科専門医であること。3) 耳鼻咽喉科専門医取得後3年以上、耳鼻咽喉科・頭頸部外科領域の臨床経験があること。4) 申請時において、引き続き3年以上本学会会員であること。5) 指定研修施設において、所定の研修ガイドラインに従い、専門医制度施行細則に定める期間以上の研修を行っていること。6) 専門医制度施行細則に定める業績を有すること。
試験内容	頭頸部がん専門医研修カリキュラムの個別目標を専門医試験出題基準とする。頭頚部癌取扱い規約改訂第5版、頭頸部癌診療ガイドライン2009年版、日本がん治療認定医機構がん治療認定医テキスト第5版(2011年版)(https://www.jbct.jp/text_order/)が参考図書になる。専門医試験は筆記試験(MCQ)と面接での口頭試問による総合評価とする。
臨床関係事項	指定研修施設には以下の要件が求められる。 1) 日本耳鼻咽喉科学会専門医制度認定施設で、かつ頭頸部がん全般を対象とする病院である。2) 研修ガイドラインに則り十分な診療経験を得るに必要な頭頸部がん年間新患数が100例以上である。3) 頭頸部がん専門医または暫定指導医が1人以上常勤している。4) 標準的放射線治療等、頭頸部がんの集学的治療実施に必要な関連診療科および設備、院内体制が整っている。

	,
研修施設	基幹研修施設数139 関連施設数54 総数193
指導体制	日本頭頸部外科学会頭頸部がん専門医制度資格認定制度規則第9章第22 条および25条に定める頭頸部がん専門医による指導 研修カリキュラムに基づく研修の記録 頭頸部がん専門医指導マニュアルによる研修内容評価 研修施設指定と年次報告書の提出
医療倫理・安全管理	日本頭頸部外科学会主催の医療安全・医療倫理セミナーの実施
更新関係事項	1. 申請時において日本耳鼻咽喉科学会認定耳鼻咽喉科専門医であること。 2. 申請時において引き続き本会会員であること。 3. 過去5年間に次の学術集会・講習会等に5回以上参加していること。うち2回は本学会学術講演会に参加していること。 (1) 日本頭頸部外科学会学術講演会 (2) 日本耳鼻咽喉科学会学術講演会 (3) 日本頭頸部癌学会学術講演会 4. 過去5年間に本会が定めた教育セミナーを3回以上受講していること。 (1) 日本頭頸部外科学会主催医療安全・医療倫理セミナー(2時間) 必須(5年間に1回以上出席すること) 日本頭頸部外科学会学術総会・講演会にて実施 受講証明書発行 移行措置として2012年まで頭頸部がん専門医試験当日にも(1)と同じ内容を実施 (2) 日本頭頸部外科学会主催教育セミナー(4~6時間) 必須(5年間に1回以上受講すること) (3) 関連学会等主催の教育セミナー 1) 頭頸部癌学会主催教育セミナー 1) 頭頸部癌学会主催教育セミナー: (受講証書のコピーを提出) 2) 日本癌治療学会教育セミナー: (受講証書のコピーを提出) 3) 日本がん治療認定医機構教育セミナー: (受講票のコピーを提出) 5. 過去5年間に頭頸部がんの診療実績(監督、指導、セカンドオピニオン対応等を含
広報体制関係	
・学術誌	「頭頸部外科」への掲載、他学会誌への掲載
・HP(掲載内容、更新頻度等)	頭頸部がん専門医制度とは 暫定指導医について 認定研修施設 頭頸部がん専門医申請資格条件 Q & A 頭頸部がん専門医認定試験の申請受付 頭頸部がん専門医試験要項 専門医更新制度について 専門医名簿 暫定指導医名簿 認定研修施設一覧 会員名
・その他	
専門医制度確立までの経緯	耳鼻咽喉科・頭頸部外科に関する熟練した技能と高度の専門知識とともに、がん治療の共通基盤となる基本的知識と技術、医療倫理を併せ持ち、頭頸部がんの集学的治療を実践する能力を養成することを目的として平成21年度より暫定指導医および指定研修施設の認定を開始し、平成22年度から頭頸部がん専門医認定試験を実施しています。

	移行措置として、2015年度までの間、2名以上の指導医または暫定指導 医の推薦があり、過去の研修内容が研修カリキュラム相当以上である 場合、新たな研修は免除される。
事務所所在地	〒135-0033東京都江東区深川2-4-11
TEL	03-5620-1953
FAX	03-5620-1960
http	http://www.jshns.umin.jp/